

第1章 日本標準職業分類の作成目的及び変遷

統計の正確性と客観性を保持し、また統計の相互比較性と利用度の向上を図るためには、標準的な基準の設定が必要であるが、日本標準職業分類は、このような統計基準の一つとして、統計調査の職業表章のために設定されたものである。

ここに刊行した「日本標準職業分類」(昭和55年3月)は、45年3月に改訂した標準分類を更に改訂したものであり、第2回目の改訂となる。

ここで、昭和35年3月の日本標準職業分類設定及び45年3月の第1回改訂に至る経緯を述べると、概略次の通りである。

我が国の職業分類の歴史は、遠く昔にさかのぼるであろうが、現在の日本標準職業分類の原型は、大正9年(1920年)の第1回国勢調査に用いられた職業分類である。

この職業分類は、今日の観点からは、産業分類に近く、それに若干の職業的な色彩が加味されたものであった。当時は、まだ職業分類と産業分類の観念が明確に区分されておらず、職業分類という名称のもとに、実は産業分類が行われていたのであり、職業分類と産業分類が区別されたのは、昭和5年(1930年)の第3回国勢調査の時であった。その後、15年(1940年)の第5回国勢調査以降は、各回、同調査に用いられる職業分類が作成されてきている。なお大正14年(1925年)の第2回国勢調査及び昭和10年(1935年)の第4回国勢調査では、職業表章は行われていない。

戦後、国際連合が提唱した1950年世界センサスに我が国も参加することになり、総司令部(GHQ)の示唆によって、統計委員会に1950年センサス中央計画委員会が設置され、センサスの実行計画と基礎事業である各種分類の研究が進められた。

この際、各種の専門部会と並んで職業分類専門部会が設けられ、「昭和25年国勢調査用職業分類」(昭和25年9月)が作成された。

この職業分類専門部会の構成は、委員会、幹事会及び小委員会であったが、職業分類専門部会は引き続き標準分類を作成することになっていたもので、更に、新たに標準職業分類技術委員会が設けられ、構成を委員会、幹事会、小委員会及び技術委員会として研究が進められた。

この間、統計委員会職業分類専門部会は、行政機構の改革により、昭和27年8月1日から行政管理庁統計基準部職業分類専門部会となったが、構成は元のままで研究は進められ、草案がまとまった段階で「日本標準職業分類」(昭和28年3月)として刊行された。なお、この草案は、その後「日本標準職業分類」(昭和32年3月)として再刊されている。

前記行政機構改革により、行政管理庁長官の諮問機関として、昭和27年8月1日に統計審議会が設置され、同年9月18日の第1回統計審議会で、統計調査に用いる職業分類の基準の設定に関する諮問(諮問第2号統計調査に用いる職業分類の基準の設定について)が、産業分類、商品分類、地域分類及び建設物分類の基準の設定に関する諮問と並んで行われた。

この後、同年11月21日に統計審議会に職業分類専門部会が設置され、日本標準職業分類の設定は職業分類専門部会で審議されることになった。

この審議は長期にわたって続いた後、35年3月22日の第90回統計審議会では日本標準職業分類の設定に関する答申がなされ、行政管理庁はこれを受けて、同年同月に「日本標準職業分類」を設定した。なお、この間におけるこの分野の動きとしては、総理府統計局による30年国勢調査用の職業分類の作成、また1958年には、国際労働機関（ILO）による国際標準職業分類（ISCO）の設定があり、日本標準職業分類は、これらの経験及び研究も考慮して審議された。なお、この審議に当たっては、総理府統計局による35年国勢調査用の職業分類の作成準備とも関連させており、職業分類部会の構成は部会及び技術委員会であった。

日本標準職業分類は昭和35年3月に設定の後、43年に改訂が企画され、同年5月24日の第188回統計審議会において、「日本標準職業分類の改訂について」の諮問を行った。

これは、標準分類設定の後、社会経済状態の変化によって職業の面にもかなりの変化が認められるようになり、標準分類の適用に当たって現状にそぐわない点が生じてきたこと、及び1968年に国際労働機関（ILO）によって国際標準職業分類（ISCO）が改訂されたこと（1966年10月の第11回国際労働統計会議で改訂案を採択、1967年2月～3月の第168回総会で承認）によるものである。

この諮問に対する答申は、45年2月20日の第209回統計審議会においてなされた。行政管理庁は、これを受けて同年3月、第1回目の「日本標準職業分類」の改訂を行った。